

令和 7年 2月26日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 エラヒ美砂子

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】 多文化共存による埋葬墓地問題について

答弁を求める者 市長

1 先日バングラデシュ人の知人女性が妊娠6か月の胎児を死産しました。イスラム教徒のため胎児でも火葬は禁じられていて土葬になりますが新潟県内には埋葬できる墓地がありません。あちこち探した結果、茨城県のイスラミック墓地が受け入れてくれることになりました。

母親は小さな棺を抱きかかえ離そうともしませんでした。産婦人科医の先生は同行させたいが遠路のため体調が心配とのこと。父親が代わりに小さな棺を膝に乗せ現地に向かいました。お寺の奥まった一画にある埋葬墓地です。到着すると大勢のイスラム教徒が出迎えてくれ、埋葬を無事に終えることが出来ました。

また、数年前にパキスタン人の知り合いが急死。この時も墓地探しが大変でした。埼玉県霊園で埋葬が出来ると聞き、急遽モスク(イスラム協会)に募金箱を置き、必要なお金が集まったところで急いで霊園に向かいました。ここもお寺の敷地の一画を購入した埋葬墓地で、重機で穴を掘っただけの埋葬墓地です。砂利が敷き詰められた墓地に、一人分の土地を買って埋葬するのです。日本の墓とは違い、埋葬して小さな墓標を建てるだけです。こういう埋葬墓地はいつの間にか墓標が無くなり、場所が分からなくなってしまふということもあります。それでも埋葬が出来たということで感謝しかないのです。墓地がなくキリスト教の墓地に仮埋葬をしたケースもあります。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



日本にイスラム教徒の墓地は9か所あります。主に寺の敷地の一面にありムスリムだけの独立した墓地はありません。大分県の日出町ではイスラム墓地をつくるため、地元住民との間で4年越しの協議が続いています。今現在も墓地建設の反対が聞かれており、見通しが立たない状況です。水の汚染の問題やその他の環境問題、風評被害のための反対です。日本の法律を守り、墓地の外に汚染が無い様、墓をコンクリートでガードし、管理をすると思われますがそれでも地元住民の賛成は得られません。

あるモスクは埋葬場所が足りなくなり、キリスト教会から埋葬墓地を半分譲り受けることが出来たそうです。キリスト教に対しての住民からの埋葬反対は聞きません。どうしてでしょうか、この違いは何でしょうか。キリスト教徒はルールを守るとのことです。ムスリム（イスラム教徒）の一部の人の中に、守らないというより、ルールが分からない人がいます。理解して分かったら守りますがこの違いは確かにあります。

新潟市にはムスリムが分かっているだけで376人います。国別には、パキスタン、バングラデシュ、ロシア、トルコ、マレーシア、インドネシア、アフリカ、ウズベキスタン、インド、リビアなどの国々です。県内の大学別では、新潟大学の学生で50人、魚沼市の国際大学の学生で50人、長岡技術科学大学の学生で39人のムスリムがいます。

コロナの流行時は日本国内で埋葬をしきれず、高額な飛行機代を払い母国での埋葬となった多くの人がいます。許可を貰うのに3週間もかかります。その間、国の家族は葬儀の準備をして毎日ひたすら待ちわびています。

彼らは日本の法律を守り、契約を守り、税金を払い、自分の母国を放棄してまで帰化したのに、日本の国籍を取ったのに何で国に返されてしまうのかと納得のいかない大きな不満が今も周りから聞かれています。なぜ日本での永眠ができなかったのか、理由はただ一つです。それは日本にイスラム教徒のための墓地がないに等しい現状だからです。

2011年8月に「第2条一括法」が交付され「墓地、埋葬などに関する法

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

律」(墓埋法)第10条における許可権限が都道府県知事から市長へ移譲されました。各自治体において市民に近い市役所が、墓地経営許可について責任ある取り組みを行うこととなりました。以下伺いいたします。

- (1) 今までに墓地について市民からの相談等がありましたでしょうか、伺いいたします。
- (2) 土葬墓地について、ここ近年で市民からの問い合わせはありましたでしょうか。ありましたら、どのように対応されたのか伺いいたします。
- (3) グローバル化の今、見附市においても外国人の居住者が増えています、ムスリムの埋葬墓地の必要性をお考えでしょうか。